

公益財団法人
全国里親会

里親だより

2017
春号

第112号

掲載内容

巻頭エッセイ “地域とつながる「子育て」と「里親制度」でグランプリ * p.1
 国連の「子どもの権利条約」と日本の社会的養護 * p.2 ~
 読者で作るコーナー② * p.5
 体験談をシェアしよう! テーマ 感情のコントロール * p.6 ~
 「養子縁組家庭の生活実態調査 (子が15歳以上)」
 についての報告 * p.8 ~

関連団体訪問① * p.11
 厚生労働省から里親関連の各種通知が発出されました * p.12 ~
 ホットピックス・世田谷区の取り組み * p.14 ~
 おすすめの本「ライフタイム いきものたちの一生と数字」 * p.16
 「世界を7で数えたら」

巻頭
エッセイ

“地域とつながる「子育て」と「里親制度」 でグランプリ

チャレンジ中野! GROWハッピーファミリー代表

さいとう なおみ
齋藤 直巨 (養育里親)

私は東京・中野区で里親登録をして9年目の養育里親です。今回、子育てをしながら、東京大学公共政策大学院の開催した「チャレンジ!! オープンガバナンス2016」に仲間と応募し、この3月12日に行われた公開審査で、意外にも総合グランプリをいただけてしまいました。

「チャレンジ!! オープンガバナンス2016」とは、市民と自治体がオープンな姿勢で公開データを活用し、協働しながら地域の課題に取り組んでいくオープンガバナンスを応援するコンテストです。今回が記念すべき1回目でした。

私たちの発表のテーマは“地域とつながる「子育て」と「里親制度」—ママからファミサポへ、ファミサポから里親へ”です。もともと里親仲間で話し合ってきたことですが、重篤な問題を抱えた子どもばかりではなく、親が入院したときに代わりに短期間養育してくださいというような、いわゆる一般家庭からの委託も多かったのです。そうした子どもたちでも区役所で対応できない子どもは地域から引き離されてしまいます。それでいいのか、というのが一つの問題意識でした。地域で子どもが安心して暮らせる柔軟な仕組みがあればいいな、と。

そこでファミサポと里親制度をグラデーションのようにつなげて、経験と研修を積みながら専門性の高い里親が地域に育つことができるアイデアをまとめたのです。

子育て中のママたちに聞くと、「里親は責任が重そうだ

から私にはできない」という人がほとんどです。しかし、この仕組みなら無理をしないで始められ、また里親のリクルート拡大にもつながるのです。地域で子育てする人が増えれば、防犯にも役立つでしょう。

家庭で活躍したいお母さん(お父さんも)は意外と多いので、地域の子育てに参加できる仕組みがあれば、家庭で才能を発揮する人の新しい雇用にもなります。

経験と研修を積みながら、月1回ミーティングをもつ。風通しの良い顔の見える関係、そんなイメージです。だいたい、ファミサポでも里親でも行政は同じ人しか預けない傾向があります。それって顔が見えないからなんですね。

全国から68チームが参加して最終選考には13チームが残りました。著名な選考委員が多く、素晴らしいアイデアばかりでしたので、グランプリは本当に意外でした。子どもをトータルに支援する仕組みとして「ハッとさせられた」という評価は非常に嬉しかったです。これからはどう実践に移せるか、考えていきます。ちょうど中野区は児童相談所を設置しようとしているので、一緒にやっていけたらと思っています。社会的養護を身近に感じてもらい、逆に里親では利用しにくいサービスにも目を向けて。



▲ 齋藤直巨さん

改正児童福祉法

国連の「子どもの権利条約」と日本の社会的養護

2016年（平成28年）5月に成立した改正児童福祉法では、理念の部分に手が加えられ、国連の「児童の権利に関する条約」（以下、子どもの権利条約という）を基本においたものとなりました。そのことによって日本の社会的養護はどのように変わるのか、またこの条約を批准してこれまでどのような取り組みが行われてきたのか、里親にとっての課題などについてみていくことにします。（木ノ内博道）

改正児童福祉法の理念

今回改正された児童福祉法の第1条には「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と、初めて国連の子どもの権利条約を基本においた法律であることが明示されました。そして第2条では「児童が良好な環境において生まれ」「児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先し」とあります。生まれる以前の環境に言及したり、子どもの意見が尊重されるべきだとしています。

私たちに関連の深い代替的養育については、第3条の2で、まず、子どもの養育を支援するのは国及び地方公共団体の責務だとしています。それに続いて、子どもを家庭において養育することが難しい場合は「児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育される」ことが重要だとしています。なおそれが適当でない場合に「児童ができるかぎり良好な家庭的環境において養育される」ことが大事だとしています。

「家庭における養育環境と同様の養育環境」とは里親家庭のことでしょうし、とくに「継続的に」とあるのは安定した養育のことで、養子縁組を推奨しているように感じられます。そして「それが適当でない場合は」として「家庭的環境」で養育するように、としています。なかなか分かりにくいのですが、家庭的というのは、家庭のような小規模の施設のことをいっています。それ以上の施設については言及していません。

繰り返しになりますが、代替的養育（社会的養護）については家庭養育（里親家庭や養子縁組による養育）が重要である、とされたわけです。

国連の子どもの権利条約とは

児童福祉法の基本となった国連の子どもの権利条約とはどんなものでしょうか。とくに大事な権利と

して4つがあるといわれています。

- 生きる権利（防げる病気などで命を失わないこと。そうした場合、治療が受けられること）
 - 育つ権利（教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由から守られ自分らしく育つことができること）
 - 守られる権利（あらゆる種類の虐待や搾取から守られること。障害がある子どもや少数民族の子どもは特別に守られること）
 - 参加する権利（自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行えること）
- が柱になっています。

今回は子どもの権利のうち代替的養育についてみていこうと思います。それについては、子どもの権利条約の第20条に書かれています。家庭を奪われた子どもは国が与える保護や援助を受ける権利があるとして、里親委託、養子縁組または必要な場合には子どもの監護のための適当な施設への収容を含むことができる、とあります。

また、子どもの権利条約が採択されてから20年たった2009年に「子どもの代替的養護に関するガイドライン」が作られました。これには、代替的養護については家庭養育が重要であるとともに、乳幼児にはとくに家庭養育が必要であると書かれています。紛争や災害の際の子どもへの処遇についても書いてあります。

子どもの権利条約と批准後の日本の対応

国連で子どもの権利条約が1989年に採択されてから日本は1994年にこれを批准しています。改めていう必要もないかと思いますが、国際法は国内法の上に位置づけられていて、批准した場合は国内法に定めがなくても守る必要があります。またそれに即して国内法を整備する必要もあります。

そして批准すると国連の子どもの権利委員会に日

本政府から報告をしなくてはなりません。政府が報告をすると、各人権関連団体などからカウンターレポートが出されます。国連に関係者が集まってヒアリングが行われ、その結果が総括所見として当該の国に提供されます。とくに問題があるものに関しては勧告という形で国連から提供されます。

日本からの政府報告は過去に3回提出されています。第1回目の報告は1996年。この時の政府報告で、子どもの権利条約の第20条の実施状況についてはどのように書かれているのでしょうか。第20条の趣旨を理解しているのかどうか疑いたくなりますが、日本の社会的養護は施設養護、里親による養護がこうした状態である、と現状を伝えたにすぎません。これに関して総括所見では「施設に措置された子どもが多数いることを懸念する」として里親など家庭養護を推進するように、としています。

2001年に提出された第2回目の政府報告では、第20条部分は里親など家庭養護に力を入れるとしています。目標を定めるなど具体的なことは書かれていません。そのなかで目を引くのは、児童養護施設に里親支援をやらせるとあります。

そして2011年に提出された第3回目の政府報告では、第20条部分は第2回目に提出した政府報告と同じだとして割愛しています。第20条の代替的養護の原則について無関心なのか、あるいは言及を避けているのか不明ですが、多岐にわたる子どもの権利に関するなかで、代替的養護はないがしろにされてきたのは事実でしょう。3回目の総括所見で、国連の子どもの権利委員会は「家庭的なグループホームを作るように」としています。これらの動きに前後してファミリーホームが制度化されます。

そして第4回目の政府報告は今年の5月が締め切りですが、この4月現在ではまだ提出されるに至っていません。児童福祉法も改正したし、国は全力を挙げて社会的養護の改革に取り組んでいるので、第20条部分についても、今度こそ前向きな報告ができると思います。

今後どのような改革がなされるべきか

子どもの権利条約の第20条については、批准をして20年以上もたつのに、日本はずっと無関心であったということが、これまでの政府報告で分かります。社会的養護の関係者もどうしてもっと声を上

げなかったのでしょうか。

— 昨年の「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」の報告書をベースにした児童福祉法の改正、その後の「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」の積極的な取り組みは評価されるべきですが、たとえば権利侵害があった場合の仕組みなどは各自治体の社会福祉審議会の役割とされ、取り組みの甘さを感じます。

— 改正児童福祉法の第2条でうたわれている子どもの意見表明権についても、米国などでは子ども代理人の制度があり、子どもの意見表明権を担保しています。日本は今後ソフトの部分で、子どもの権利を保障する施策を作り出していく必要があると思います。

里親会長に聞く子どもの権利

改正児童福祉法に子どもの権利条約がうたわれたことで、地域の里親会長はどのような権利擁護の意識を持っているか、アンケート調査を行いました。実施は平成29年の3月。66ある地域の里親会から27の回答を得ました。里親会長を対象としたアンケートとしては、回答率はよくありませんでした。

権利擁護への関心としては「考えたことがない」が0、「少し考えている」が5、「関心を持っている」が13、「強い関心を持っている」が9、という結果になりました。

「子どもの権利擁護として里親制度としてどのようなことが重要か」聞いたところ、「子どもの権利が強調されすぎている。権利を前面に出しすぎると里親活動が一步引いてしまう」といったコメントがありました。未回答のなかにもこのような意識を持たれる会長は多いのではないかと思います。多い回答としては「子どもの意見や考えを尊重する」で6。「研修などで里親の意識を変える」が5。「施設から家庭養育へ」が1。「親権が強すぎるのが問題」が2となりました。

「子どもの権利擁護について里親会として取り組んでいること」を聞いたところ、「取り組んでいない、今後学んでいきたい」が7、「子どもの権利ノートを作成を要望している」が2、「当事者の会を作っている」が1などとなっています。

「子どもの権利擁護の上で障害になっていること」としては、「親権が強すぎる」が5、「子どもの権利ノートを配る」「児童相談所の職員の意識改革」「体

罰の禁止」「自分自身の考え」などの意見がありました。虐待や体罰の問題が多く出るかと思っていましたが、一つのみでした。体罰の問題などはもっと里親自身の問題として意識すべきものと思います。また一人だけですが、自分の考え方が子どもの権利擁護の上で障害になっていると答えた「正直」な会長もいました。「施設で使っている権利ノートを見て、嫌がる里親がいる」などもありました。子どもの権利ノートを作ってほしい、といった声がある一方で、そのノートをどう使ったらいいのか分からないようでした。

「子どもの権利擁護に関して意見を自由にお書きください」との質問では、「親権が強すぎる、親の身勝手さが問題」が2、ほかに「子どもの情報の永久保存」「当事者の会を作る」「家庭養育の推進が大事」などさまざまな意見が寄せられました。

全体として、養育する者としての権利擁護意識よりもほかのことを指摘する声が強いように感じました。

アメリカの「子どもの権利」擁護

アメリカと日本のユース支援を行っているIFCAの、アメリカ側の支援者の意見を聞いてみました。まず支援者のコメントです。

「アメリカには、虐待を受け、親から引き離された子どもたちの権利擁護をする人たちがいます。コート・アポイントド・スペシャル・アドヴォケイト(CASA)、カーサと呼ばれている、法廷から認定を受けたボランティアです。別名『ガーディアン・アド・ライテム』とも呼ばれている、要保護児童のための代理人です。子どもたちのニーズに目を向け、裁判所のヒアリングにも出廷して、担当する児童に関する自らの意見を述べます。

また13歳以上の被虐待児たちには弁護士がつきますが、0歳から12歳までの子どもたちには法廷で代理になって自分らの声を伝えてくれる人がいません。カーサはこういった子どもたちの権利を擁護し、子どもたちのベスト・インテレスト(最善の利益)を代弁してくれる大切な人たちです。

カーサはボランティアなので、まったくお金がかかっていません。さまざまな人種、年齢、社会階層の人、虐待を受けた子どもたちの権利擁護に情熱を持っている普通の市民が、カーサになるため

に30時間のトレーニングを受けます。そのトレーニングはカーサの役目や法廷でのノウハウだけでなく、子どものアタッチメントのこと、家庭内暴力が子どもに与える影響や親の薬物依存など、あらゆる話題に及びます。カーサの成果は統計的にも実証されています。カーサのいる里子たちが、社会的養護の中で費やす時間は、カーサのいない子どもよりもずっと短いことがわかっています」。

ユースの自立を支えるケース・マネージャーのコメントです。「アメリカでは、連邦と州政府が特別予算をつかって、里親家庭や施設を離れて自立するユースのためにサービスを提供することが、法律で定められています。1999年に制定された『インデペンデント・リビング・プログラム(ILP)』は、日本でいうところの自立支援制度です。ILPは、ユースたちの進学、就労、家事、家計などのスキルの習得、安全な住居と信頼できる大人の確保への援助を目的としています。そしてこの法律は「ユース・エンゲージメント」という重要なコンセプトも生みだしました。当事者たちが自らの将来設計の主導権を握るために、援助者の大人たちは一歩下がって、ユースを自立のプロセスの中心に組み入れる活動が、50の州で始まりました。

アメリカでは、里親や施設の職員ではなく、特別な訓練を受けたケース・マネージャーが、16歳以上の当事者一人ひとりの自立を助けています。社会的養護を離れて自立するユースが移行期に必要な知識とスキルを蓄える支援をする。肝心なのは、当事者の将来設計が、個人の状況や希望、ニーズにみあっていることです。

将来の計画を立てるために、当事者にとって重要な人、例えば、実親、里親、親族、ソーシャルワーカー、カウンセラーなどが集い「自立前の会議」を開きます。その場でもユースが主役。ILPケース・マネージャーは一貫してユースの自立に寄り添う人物として、こうした会議にも出席します。

※IFCAは、米国シアトル市と東京に18歳から25歳までの社会的養護のもとで育った若者たちのグループを結成し、交流と協働を続けています。詳しい情報はこちらをごらんください。

▶ www.ifcaseattle.org

読者で作る コーナー ②

読者が質問して読者が答えるコーナーです。

専門家に相談するほどではないけれど、ちょっと悩んでいるあのこと、このこと。「こんな時、他の人はどうしているんだろう」と思ったことはありませんか。そんな里親活動する上で気になっていることを質問としてお寄せください。同時に掲載した質問に対するご意見やアドバイスも募集します。あなたの経験談が質問者を励ますかもしれません。

どちらもメール、ファックス、手紙で「里親だより・読者で作るコーナー係」と明記してお送りください。また一部文章に手を加える場合がありますので、ご了承願います。今回は前号に掲載した質問に、以下の通りご意見が集まりました。他にもさまざまな考えがあると思います。あくまで参考例としてご活用ください。なお、いただいたご質問・ご意見はすべて取り上げるとは限りません。(船矢佳子)

Mail info@zensato.or.jp FAX 03-3404-2034
住所 〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-857

●「似てる？ 似ていない？」

Q1 冬休みに入り、子どもたちの歯の定期健診に行った際、昔住んでいた所の方に会いました。子どもたちを見るなり「この子（実子）はあなたに似ているけど、あと2人は似ても似つかない。どこの子を連れて歩いているの～あなたの子じゃないんじゃないのぉ」的な事を、歯医者者の待合室、周りにたくさん人がいるところで大きな声で言われました。

A1 公衆の面前でプライベートなことを言うことしたいが問題だと思います。自分自身は経験ないのですが、うちの子をレスパイトに出した時に預け先の里親が、見知らぬ人から「似てないわね」と言われてショックを受けてました。他人から、しかも人前で言われたら傷つくと思います。

A2 姉妹2人を受託して10年近くになりますが、上の子は最近になって友達から「親子で似てないね」と言われて落ち込んでました。その時は里父が「世の中には似ていない親子なんてたくさんいるよ」と励ましてなんとかありました。一方、妹は友達から「やっぱり似ているね、お母さん」と言われたそうです。血のつながった姉妹でも周囲の反応はこうも違うんだと思いました。

A3 子どもが幼稚園だったときに「Aちゃんってママに似てないね」「パパに似ているの?」「今度パパ見てみよう」と言われました。パパをみても、まったく似ていないのですが、「パパ似だねー」と言われました。他人は何とでも言うので、気にしないでよいと感じました。もし「パパにも似ていない」と言われたら「私の父親にそっくりなんだよねー」と言おうと思っていました。

別の人からは、「Aちゃんってママに似てないね」「お姉ちゃん（実子）たちには似ているの?」と聞かれたこともあります。そういうときは「姉妹って毎日見ていると、家族からは似てないなーと思うけど、ほかの人から見たら「そっくり～」っていうことなーい?」と、肯定も否定もしない言い方をしています。

食べているものが同じせいか、今は顔が「似てきた」と言われるようになりました。最近によく「パパにそっくり」と言われます。子どもの顔も自分の顔も変えられない。世の中に似てない親子なんて数えられないほどいます。今は他人の言うことは面白いなーと楽しんでいきます。

●本当のお母さんでなくてかわいそう?

Q2 小学校から帰ってきた子どもがこんなことを言いました。「友達が本当のお母さんでなくてかわいそうって言っていたよ」と。どう対処すればいいでしょうか。

A1 小学校入学の3か月前に我が家に来て、今は21歳になる女の子がいます。子どもに言い聞かせたのは、いつも「何百年も前の先祖って誰もわからないから、みんな同じだよ、今は進化の途上なんだよ」という言葉でした。そうしたら学校で人類が生まれた時のことを勉強してみたいで、帰るなり「みんな一緒だね」と言ったことがあります。

個性の違いは多少ありますが、実の親子でも違いはあります。興味本位の人には、「あなたの先祖って何百年も前の人の性格とか顔とかわかるの?」と言いかえすべきだと思います。人間である以上は、どこかのもとでつながっているかもしれません。ただ一人ひとり個性が違うだけです。

うちの子は今、社会人1年生で、さまざまなことを勉強しながら大人になりつつあります。何もかもそろった家庭で育った子どもよりは人間として強いところがあり、人としての思いやりもあります。どうぞ今子育てをなさっている方は愛情をいっぱいかけながら、アンテナをはり、いじめにまけないようにしてください。気の合うお友達づくりも大切です。どうぞ応援してあげてください。

次回の質問は

措置費のこと、どう話す?

子どもに措置費をもらっていることを話したほうが良いと聞きました。皆さんはどのように話していますか? 経済的に厳しい家庭から来た子でお金のことには敏感です。「それって私がもらうお金じゃないの?」とか「俺の金(措置費)を返せ!」と子どもに言われた里親もいるそうです。

体験談を シェアしよう!

2 テーマ 感情のコントロール

里親A子さんが8年前、里親登録して間もない時に、初めて長期受託した1歳半の女兒B美ちゃん。家でも外出の時でも、ところかまわず「ギャー」と泣き叫んで、何事が起こったのか!?と周囲を振り向かせるほどでした。「大丈夫ですか!?!」と、そばにいた人に声をかけられたことも一度や二度ではありません。外出時に暴れだすと、大急ぎでA子さんはベビーカーを発進させ、時には子どもをかついで、その場を離れました。

空腹だとかオムツが濡れて気持ち悪いとか、確かに幼い子はさまざまな理由で泣きます。泣くのは当たり前です。A子さんだってわかっています。でも実子や身近な他の子どもたちの中では見たことのない激しい感情表現に、A子さんは最初呆然とし、戸惑いました。おもちゃを持っていったり、時間を少しずつのばして慣らしたり、さまざまな方法を試しましたが、どれもこれといった効果がありません。

「いろいろ研修を受けたり、本を読んだり、情報も集めました。ペアレントトレーニングも夫婦で受けました。知識や情報は大切ですが、学んだだけではなかなか使えないし、継続することが難しかった」(A子さん)。

里親C子さんは9年前に里親登録。その後、小1と幼稚園年中組の姉妹を受託しました。

C子さん宅に来た数日後、姉のD代ちゃんはささいなことで激怒し、かんしゃくを起こして物は投げるわ、壁は蹴るわ、ひっくり返って大暴れしました。C子さんに実子はおらず、それまでの季節里親や短期受託の経験だけでは太刀打ちできませんでした。さらにD代ちゃんは妹に八つ当たりをすることもよくありました。一度、横になっている妹のお腹のうえに飛び蹴りをし、内臓が破裂するかと思うほど。思わず「何かあったらどうするの!」とつかみかかってしまいました。

「私に原因があるなら、気を付けようもあります。で

子どもを委託して驚くことのひとつに、子どもの激しい感情表現があります。かんしゃくやパニックと言ってもいいでしょうか。里親たちの神経をすり減らします。皆さんはどう対応していますか。今回は2人の里母さんにお話を伺いました。(船矢佳子)

も彼女は自分でやってしまった仕方のないこと、たとえば段差につまずいたとか、そういうことで怒りを周囲にまき散らすのです。予測がつかず、どうしようもなかった」(C子さん)。

里親宅にやってくる子たちは、あきらかに一般に見かける子どもたちとは違うのです。

試行錯誤でそれぞれの方法にたどりつく

それでも日常生活は流れていきます。どんなに予想外の出来事があったとしても動かないでじっとしているわけにはいきません。

A子さんは毎日養育記録をつけました。いつ、どういう時、どういう状態で感情が爆発したのか、毎日丹念に記録した結果、「疲れがピークに達したときなど、機嫌が悪い時に泣き叫ぶ」ことがようやくわかりました。さらにその後、何年かたって「これって怒りなんじゃないか?」とB美ちゃんの感情表現の中心にあるものに気づきました。小学校に上がる頃から、B美ちゃんは気持ちが静まると「こうしないといけないんだ」と理解して行動に移せるようになりました。そこで暴れた時は時間を置いて反省会を行うようにしました。小3になった今はB美ちゃんもノートを作ってA子さんと一緒に自分の行動を振り返っています。

「これでいいのか、まだじっくりくる方法が見つかったわけではありませんが、今はこの方法で落ち着いています」(A子さん)。

C子さん宅のD代ちゃんは試行錯誤の結果、抱っこやハグをするのが一番効果がありました。理由を述べたり、言葉を使って理詰めに対応したこともありました。ダメでした。気分を変えることもよい方法でした。「そろそろポケモン始まるよ」など小学校低学年



の頃はテレビで気を引いたり、食べ物やお菓子で機嫌が治ることも。高学年になると料理やお菓子を作ったり、中学生になった今は「私と一緒にカタログ販売（日用品）の商品を選んでいると気分が変わるようです」（C子さん）。

またD代ちゃんは小学校低学年の頃、風呂場の入り口で妹をいきなり突き飛ばしたことがありました。喧嘩中でもなく、なんでもない時に急に突き飛ばしたため、Cさんは後で落ち着いてから「さっきはどうしたの?」と尋ねました。すると、「自分が通ろうとした時に誰かがいて邪魔だったからどけたの」という答えが。「どいて」と言えばすむのに口よりも先に手が出てしまったのです。児相で検査をしたところ、言語面の発達が未熟だとわかりました。学校の通級指導教室などに通い、感情を言葉で表現する訓練などを積むと、小学校高学年あたりから言語表現が広がり、暴れることが少しずつ減ってきました。中3の今は腹がたつとクッションを投げる程度で収まっています。

子どもとの距離の取り方

子どもが感情を爆発させているとき、たいてい里親もイラついていることが多いものです。一緒にいる時間の長い、主たる養育者である里母（里父）に、子どもの怒りの矛先が向かいやすいからです。「なんでこっちに来るの!」「もう、また!」と思い、里親は神経をすり減らしてしまいます。そんな時どうしているのか。

A子さんはヘッドフォンをつけて大音量の音楽を聴き、外の音をシャットアウトして一人の世界に浸るそうです。よく「離れた場所でタイムアウト」と言いますが、B美ちゃんは部屋で一人にさせたりすると不安になるので向きません。子どもがそばにいてもお互いが一人になれる方法として、A子さんは音楽で自分の世界に入ることとB美ちゃんとの心理的距離をとっています。C子さんは子どもがいても目の前で、好きな本を読むことにしているそうです。すぐ没頭できてイライラを抑えられるといいます。自分の部屋に一時的にこもることもあります。「あとは里親サロンなどに出て他の里親と話し、情報交換も兼ねて気持ちを受けとめてもらっています」（A子さん）。里親会はやはり頼りになります。

読者投稿

前号(111号)の「体験談をシェアしよう・金銭トラブル」に、読者から体験談が寄せられましたので、掲載いたします。ありがとうございました。

※編集部で少し手を加えさせていただいております。

我が家は当時1歳半だったEを乳児院から迎え、実子3人の下の4番目の子として育ててきました。性格も明るく元気で友達と円満に遊ぶのが上手な子でした。しかし幼稚園年少組の頃から身づくろいや片付けが一人でできず、叱っても説明しても暖簾に腕押し、反省や改善が見られない子でもありました。

年少組の時、里父のサイフから1万円札を取り出し、放り出してあったのを2回発見しました。小学校入学後は帰宅せずに徘徊するようになり、真っ暗になっても帰らず、何度も探しました。その頃から家族の品物を次々といじっては壊すの繰り返し。小3で近所の店で万引きをし、小5の時に友人とともに夜間徘徊で警察に保護されました。放置自転車を乗り回すのを偶然見かけて交番に届け、盗みを疑われたこともあります。中1では友達のゲームを盗んだと抗議され、一緒に警察に行こうとしても本人が応じず、友達の家族が被害届を出すと、翌日「公園に落ちていたから拾ってきた」と友達宅に届けました。当時高校生だった実子のサイフから1万円が紛失することも2回。Eは「知らない」の一点ばりです。「今度うちからお金がなくなったら、警察呼ぶ」と言ってあったのに、です。

警察に相談すると「13歳では警察の対応ではない。成人したら警察に残っている犯罪の資料はすべて処分しなければならぬ。処罰よりも指導というのが少年法の理念なので、やはり児相に相談するしかない」とのことでした。ゲーム事件から約1か月後に実子（当時社会人）のサイフから2万円盗り、友人2人を呼び出し散財しました。「次はもうないんだからね」「次やったらもう家族とは一緒に暮らせないんだよ」と児相と共に言い渡しておいた直後だったため、児相への収容が決定し、今は児童養護施設に入所中です。

人間的な魅力も多いEなのに、盗みがやめられず、物を大切にできず、努力もせず、反省もせず、あやまりもせず、「また帰ってくるね」と笑顔で手をふって入所していきました。

警察でも「Eの様子と非行にあまりにもギャップがある。何か障害でもあるのですか」と児相に問い合わせたそうです。児相でも稀なケースだそうで、びっくりしていました。

Eを13年育てました。乳児院から引き取った時、児相職員から「Eが何をしても決してあなた方の責任ではありません。なぜあんなりっぱな里親からあんな子が、と思うようなことが実際にはあります。遺伝的な影響もあります。あなた方は何も負い目を感じることはありませんからね」と言われました。一番心に残り救われた言葉でした。「もういいんじゃない?これから難しくなる年齢だし。よくやったわよ」との義母の発言にもホッとしました。Eをうらんだり、後悔する気持ちはありません。でも「里子には問題行動の可能性」があること、その時に「どんな対応や支援、指導があるのか」を、里親を志す人には早い段階で知らせるべきだと思います。

「養子縁組家庭の生活実態調査 (子が15歳以上)」 についての報告

日本財団は今年4月に養子縁組家庭へのアンケート調査結果を発表しました。養子縁組家庭を対象とした調査は日本ではこれまであまり実施されておらず、養子の長期的なアウトカム（成果）を調べたものとしては約30年ぶりです。また、里親会や民間の養子縁組団体を横断した調査は国内で初めてとなります。本調査の結果とそこからわかったことについてお知らせします。（高橋恵里子 日本財団福祉特別事業チームリーダー）



▲ 高橋恵里子さん

1 養子縁組調査の概要

今回の調査は、養子縁組で迎えた子どもが2016年8月1日時点で満15歳以上の家庭の、父母（養親）及び子（養子）を対象として実施しました。真実告知を受けていない子どもに直接連絡がいくことを防ぐため、まず養親にアンケート用紙を送り、親から子に渡してもらうという形式を取りました。全国里親会の他、民間の養子縁組団体や当事者団体など計8の団体にご協力をいただきました。

調査期間は2016年12月16日～2017年1月31日。発送数は878世帯。有効回収数は養親294件、養子211件。調査協力は（公社）家庭養護促進協会（大阪事務所）、（公社）家庭養護促進協会（神戸事務所）、（公財）全国里親会および各里親会、（特非）環の会、（一社）命をつなぐゆりかご、絆の会、特別養子縁組グミの会、絆親子交流会です。

2 養親への調査結果から

◆回答者の8割以上が里親制度による養子縁組

今回の調査では、子どもを仲介した機関は児童相談所が49.7%、民間団体が44.9%という回答でした。一方で養子縁組里親もしくは養育里親として子どもに関わっていた親が84.3%で、里親制度を利用していなかった養親は15.7%にとどまりました。

◎養子縁組成立前の子どもとの関係性

◆養育を始めた時の子どもの年齢は3歳未満が7割

養育開始時の子ども（養子）の年齢は平均1.9歳で、3歳未満の割合は74%でした。一方、養育開始時の子どもの年齢が6歳以上との回答が5.6%あり、年齢は最大で14歳でした。6歳以上で養育を開始する子どもも少数ながらいることがわかり、原則6歳までという現在の特別養子縁組の年齢要件が障壁となるケースがあると思われます。

◎養育開始時の子どもの年齢

◆「子どもを育ててよかった」と思っている親が9割以上
95.6%の養親が「子どもを育ててよかった」と回答していました。また、養育を開始した時の子どもの年齢が低いほど「よかった」と思っている割合がやや高い傾向がみられました。一方、少数ながら、「よくなかった」が1.3%、「よくわからない」という回答が2.4%となっており、親子関係に問題が生じているケースもあることが伺われます。

◎子どもを育てた感想

◆子どもの92%は自分が養子であることを知っている

84%が真実告知をしており、子どもが最初から知っていた8.3%とあわせると92%の子どもは自身が養子であることを知っているという結果になりました。6歳未満までに真実告知をした親は56.9%で約半数でした。

◎真実告知（している場合の伝えた時期）

自由記述から紹介すると、「お母さんになれたことはとても幸せなことでした。幼稚園、小学校、中学、高校、一つ一つの子どもの思い出は本当に大切な宝物です」「親の体験ができ、孫もでき、一緒に遊びに来ます。感謝しています」など多くの肯定的な意見がある一方、「子どもの愛着障害に振り回された」「思春期に荒れ、親子の縁を切りたいと真剣に考えたこともある」「養子に対する世間の目との戦い」など子育ての苦勞の体験も多くつづられました。「養子縁組した家族の交流の場が多くあることを望む。仲間が近くにいると安心感がある」「養親家族との交流が重要だが、交流の場やそのような家族を知る手段がない」「当事者団体を知っているいろいろな悩みを相談でき、子どもも自分だけが特別ではないことを知って、安心感があつたようだ」など、当事者同士の交流の場を望む声が多くあげられました。また、「思春期や自立の時に悩む養親が多いことを考えると、成長段階に沿った研修や相談窓口、サロン等が必要」「里

親に対する研修はよくあるが、特別養子の親に対するフォロー研修がないので支援を広げて欲しい」など、子の成長に応じた支援の要望も多くありました。他に「養子縁組成立以降、困りごとがあっても誰にも相談できなかった。児童相談所の職員も異動が激しく、親身に相談に乗ってくれなかった」「子どもを第一に考えるあまり、育てる側のアフターフォローが足りないと思う」など児童相談所の継続的な支援体制や、養親自身へのフォローの希望もありました。

また、「個人情報保護を理由に、子どもが家に来る前のことを教えてもらえなかった。知っていれば、試し行動などが理解できたと思う」「子どもが生みの親に一度会いたいと言っているが、手がかりは戸籍謄本のみ。海外のように日本でもルーツ探しに何らかの公的支援があるとよい」「せめて、子どもがルーツ探しを始めた時に参考になる資料は残しておいてほしい」など、生みの親や出自に関する情報の提供を望む声も多くありました。

他には「高齢で子育てを始めたので大学などの進学が難しい」など奨学金の充実を望む声や、育児休業の体制の拡充、そして「養子縁組は特別なことではないと、社会に理解されるよう普及をしてほしい」など社会の理解を求める希望が挙げられました。

3 養子への調査結果から

◆「父母に育てられてよかった」と思っている子どもが9割

本調査で回答を得た子ども（養子）は、頼れる人について、生活場面のほとんどの項目で「父母」と回答した割合が最も高くなりました。また、父母に育てられよかったと思っている割合が90.1%と高い結果になりました。

◎父母に育てられたこと

◆自己肯定感が一般より高く、親から愛されていると思う割合も高い

自己肯定感に関しては、「私は、自分自身に満足している」「自分には長所があると感じている」「うまくいかかわからないことにも意欲的に取り組む」「自分の親から愛されていると思う」のすべての項目で、肯定的な回答が内閣府の全国調査結果を上回りました。特に「自分の親から愛されていると思う」との設問には、回答者の72.4%が「そう思う」と強く肯定しており、「どちらかというそう思う」を足すと96%が親から

愛されていると思っていることがわかりました。

◎幸福度

今回の調査の回答者は、自身の現在の幸福度を10段階中の「10点（とても幸せ）」とした割合が最も高くなりました。内閣府の全国調査における同様の項目の調査結果をみると「5点」の割合が最も高く、平均値をみても本調査が7.6であるのに対し内閣府調査は6.4となっており、今回調査のほうが幸福度の高い結果になりました。

◆「育ての親であることを知ってよかった」は8割

真実告知（父母が育ての親であると伝えること）の時期を覚えている回答者のうち49.1%が6歳以下と、半数近くが就学前の段階で真実告知を受けていました。その際の気持ちとして「何ともなかった」との割合が最も高く41.8%、「動揺した」「動揺したがその後落ち着いた」との回答も合わせると38.5%でした。父母が育ての親であることを知ったことについては「よかった」が83.8%に上っており、結果的には、多くが真実告知を受けたことを前向きに捉えていました。

◆「養子で嫌な思いをした」は4人に1人

養子であることで嫌な思いをしたことがあったとする回答は26.0%と4人に1人は経験があり、社会の理解の普及が望まれるところです。

◆児童養護施設、里親家庭出身者と比較して進学率は高い

厚生労働省「社会的養護における自立支援に関する資料」と比較すると、全高卒者のうち専門学校、短大、大学などへの進学率は、児童養護施設が23.3%、里親委託児が49.2%、養子縁組家庭が69.8%となっており、養子縁組家庭がもっとも進学率が高くなっていました。

◎自由記述より

「血の繋がりは本当に関係なく、同じ屋根の下で暮らしていれば家族になれる」「自分の生き立ちについて不幸だと思ったことはない。育ててくれた両親が私に対して全力で愛を注いでくれたことを感じていたから」など肯定的な意見が多くある一方、「養子となった後に心のケアをしてくれる人や制度がなく、心療内科に通うことになった。親のいないところで相談できる担当者をつけてほしい」「気軽に相談できる機関が欲しい」「子ども同士で互いの悩みをシェアできる場がもっと多くあれば」など、相談・支援や交流の機会を望む声もありました。

「親への経済的な援助があれば、親に負担をかけたままにしているという子どもの気持ちになる」「児童相談所の職員を増やして、養子縁組を相談しやすい体制を整備する必要がある」など、養親への支援を望む声や、「生みの親に会いやすくしてほしい」「養子となった理由の述べられた書類があればいい」など出自についての情報の希望もありました。

養子縁組で子どもを迎える家庭や養子に伝えたいこととしては、「その子を一生自分が面倒を見る覚悟をしっかりとって下さい」「子どもの問題行動を否定的にとらえず長い目で見て欲しい」「真実告知についてはいずれわかる時が来るので小さい時に親に直接聞いた方がいいと思う」「(養親は)生みの親のことを知りたいと言われたときには悲しい顔はしないでほしい。子どものその気持ちは『自分』のことを知りたいという気持ちによるものだと思うから。会えないのであれば、その理由や養子縁組について、わかりやすく制度の決まり等を教えて欲しい」などの意見がありました。他に「施設にいる子どもは、誰でもいいから“お母さん”“お父さん”を待っています」「養子縁組は、何ら特別なものではなくて、子どもを国民皆で育てていこうという前向きな制度であることを広く知ってほしい」など制度の普及の希望もありました。

まとめ

今回の調査では、養子縁組家庭は安定した生活環境のなかで子どもを養育しており、成長後の子どものアウトカム(結果)は、児童養護施設や里親家庭の子どもより良く、一般と比較しても同等かそれを上回る結果となることが明らかになりました。また、多くの子どもが父母のもとで育ったことを「よかった」と回答しており、ほとんどの父母も「子どもを育ててよかった」と答えていました。子どもの自己肯定感や幸福感も一般の家庭と比較しても高く、幼少期の安定した養育環境や成長後の父母と良好な関係性、社会・経済的な自立等が関係しているとも考えられます。子どもに恒久的な家庭を提供する養子縁組という制度が、子どもの養育にとって意義が大きいことがエビデンスとして示されたといつてよいのではないのでしょうか。

一方で、養子縁組家庭には支援が少なく、長期的な支援体制や出自を知る権利の保障などの面で課題が多くあることも明らかになりました。今後は、国

および地方自治体の支援の拡充が必須であり、民間養子縁組団体にもアフターフォローのための人材の拡充や公的資金の投入が必要と考えられます。

今年4月に施行された改正児童福祉法で、子どもを家庭と同様の養育環境で継続的に養育することが原則となり、あわせて養子縁組里親の研修が義務化され、養子縁組への相談・支援が児童相談所の業務となりました。これまでの日本では、養子縁組は社会的養護のなかで正式に位置づけられてきておらず、「養子縁組は私的なものなので公的な機関である児童相談所の仕事ではない」という意見も聞いたことがあります。しかし国連のガイドラインでは、子どもが実親のもとへ戻すための支援をしてもそれに失敗した場合は、養子縁組などの永続的な家庭を探るべきだとしています。日本でもようやく養子縁組が児童福祉として法律で位置づけられ、国や自治体に取り組むべき責務となりました。

さらに厚生労働省の「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」では、特別養子縁組の年齢制限を15歳または18歳に引き上げることや、実父母の同意の撤回を制限する仕組みを導入することなどが提言されています。また生みの親の確実な同意が得られないケースについて、特別養子縁組の審判を二段階に分け、児童相談所長が特別養子縁組に該当する子どもの適格性を申し立てる手続きの導入も提案されています。民法改正が必要となるため今後は法務省で検討されることとなりますが、子どもが家庭で育つ機会を拡充するために不可欠な法改正であり、早期の実現が望まれます。

最後になりましたが、本調査にご協力いただいた全国里親会、各里親会、児童相談所、民間養子縁組団体と当事者団体の皆様、そして回答にご協力いただいた養子縁組家庭の皆様に御礼を申し上げます。本調査が日本で一人でも多くの子どもが幸せな家庭で育つ一助となることを願ってやみません。

調査報告書は日本財団のホームページに公開されています。

<http://www.nippon-foundation.or.jp/news/pr/2017/img/16/2.pdf>

関連団体訪問①

認定NPO法人 チャイルドファーストジャパン

〒259-1132
神奈川県伊勢原市桜台1-5-31 チェリーヒルズ金田2階B号室
Tel 0463-90-2715
Fax 0463-90-2716
<http://cfj.childfirst.or.jp/>



▲ 山田不二子理事長

子ども虐待の対応・防止・啓発などの分野で活動続ける、チャイルドファーストジャパン。虐待やネグレクトを受けたことが疑われる子どもの司法面接[※]や、系統的全身診察を行う「子どもの権利擁護センターかながわ」の運営などを手掛けています。専門家向けの事業も多いですが、里親が活用できる事業もあるのでご紹介します。(船矢佳子)

まず電話相談(名称:虐待相談かながわ 番号以下)です。子どものことで煮詰まってきたら、誰かに話してつらい気持ちをためこまないことが養育者のメンタルヘルスには重要です。とくに里親の場合難しい子を養育していること、支援が不足していること、里親制度の社会的認知度が低いことから、悩みを抱えやすい状況にあります。そんな時誰にも知られず話せる場として、電話相談はひとつの選択肢です。

「施設は複数の職員で養育にあたるので個人が煮詰まることは少ないですが、里親さんはそうじゃない。つらい気持ちをためこまないために、どうぞ利用してほしい」と語るのは理事長の山田不二子氏。団体の拠点がある神奈川県伊勢原市との協働事業で、名称は「虐待相談かながわ」となっていますが、もちろん県外の人からの電話相談も受け付けています。

次に研修関連です。この団体が行うリフカー(RIFCARTM)研修(出張研修可能)は、里親にとっても興味深い内容となっています。内容は、子どもから虐待体験を聞く時に使う「聞き方」の練習です。



▲「子どもの権利擁護センターかながわ」。虐待などを受けた子どもが司法面接と全身の診察を受けられるワン・ストップ・センター

子どもは安心できる生活に入ると自分の虐待の被害事実を語りだすことがよくあります。里親の中でもそのような経験をした人は少なくないでしょう。その時に身近な大人として、どのように聞いたらよいのかを学びます。第一発見者として最小限のことを聞き、適切な専門機関につなげるための聞き方です。

「虐待の内容によって、子どもの話しやすさは違います。身体的虐待の場合は、比較的孩子も話してくれますが、性虐待は相手が家族や親族のため、被害にあった子どもはなかなか話そうとしません。聞きすぎず、専門機関につなぐことが鉄則です」(山田理事長)。

年1回、2日間の日程でシンポジウム(「子ども虐待防止シンポジウム」)も開催していて、こちらも里親の参加は可能。今年は11月25日、26日に日本財団(東京港区)で行い、イギリスからニック・クライトン氏(元英国家庭裁判所判事、現在・ルーモス理事)を招く予定です。研修・シンポジウムとも詳細は団体に直接お問合せを。

※司法面接…児相、警察、検察が連携して実施する調査・捜査面接。欧米で1980年代から開発された面接技術で、児童虐待の中でも立証の難しい性虐待について、虐待を受けた子ども本人から事実を確認する手法。関係者が連携して面接を一度で済ませ、子どもに被害体験を何度も話させることで起きる「二次被害」を防ぐ。

虐待相談かながわ 音を つつむわ Tel 0463-90-2260

毎週月・水(祝日除く) 午前10時～午後4時

厚生労働省から里親関連の各種通知が発出されました

改正児童福祉法が本格施行される4月1日の前日（3月31日）、厚生労働省から里親制度に関連する多くの通知が発出されました。一部改正になった要綱などもあります。要綱のどこが改正されたのか、など概要をお知らせします。が、この機会にぜひ関連通知の全文を読まれるようお勧めします。（木ノ内博道）

里親関連の通知一覧

- 「里親制度運営要綱」一部改正
（雇児発0331第35号）
- 「里親委託ガイドライン」一部改正
（雇児発0331第38号）
- 「養育里親研修制度の運営について」一部改正
（雇児発0331第36号）
- 「養子縁組里親研修制度の運営について」
（雇児発0331第37号）
- 「里親支援事業実施要綱」（雇児発0331第44号）
- 「就学者自立生活援助事業実施要綱」
（雇児発0331第56号）
- 「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度実施要綱について」一部改正（雇児発0331第13号）
- 「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の運営について」（雇児発0331第55号）
- 「社会的養護自立支援事業等の実施について」
（雇児発0331第10号）

● 「里親制度運営要綱」の一部改正

「里親制度運営要綱」は文字通り里親制度の運用について書かれたものです。基本的なことが書かれていますので、里親会の会合などで読み、不明な箇所については皆さんで話し合っ、理解を深めるとよいでしょう。

- 今回の改正では、養子縁組里親の認定に関する部分に変更になっており、研修が義務付けられています。また、登録後は養子縁組里親名簿へ記載することとしています。そして登録後、取消しや変更に関しての定めも加わりました。
- 養子縁組里親の更新期間はこれまで定められていませんでしたが、この改正で5年と定められました。更新をする場合には更新研修を受講しなければなりません。
- 児童の委託については家庭と同様の環境で継続的に養育されるよう必要な措置を講じなければならない、としています。
- 里親が行う児童の養育について、新たに「放課後児童健全育成事業」を利用することができるようになりました。

- 養育する児童の年齢については、18歳を超えた場合においても、あるいは一時保護中に18歳に達した者、施設入所などの措置中に18歳に達した者でも委託を受けることができる、としています。
- 里親支援についても改正になっていますが、これについては別に「里親支援事業実施要綱」がありますので説明を割愛します。

● 「里親委託ガイドライン」の一部改正

「里親委託ガイドライン」は児童を里親に委託するにあたっての留意点が述べられています。このガイドラインのポイントは「里親委託の原則」がうたわれていること。家庭養育の効果が述べられ「社会的養護においては養子縁組里親を含む里親委託を原則として検討する」としています。

- 今回の改正では、先に改正された児童福祉法の理念に基づいて「家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう」必要な措置を講じなければならないとして、特別養子縁組を含む養子縁組や里親委託に取り組んでいかなければならない、としています。
- 保護者による養育が望めず、親族などもない場合は、「法的にも安定した親子関係を築くことが望ましい」。養子縁組里親に委託して子どものパーマネンシーを保障することを優先すべき、としています。
- 委託される子どもの年齢で、これまで、新生児のみ家庭養育が必要であるとしていたものが、乳幼児にまで拡大しています。
- 「里親に委託することが難しい子ども」について、より詳しく言及して、とくに「きょうだい分離を防止できない場合や、養育先への委託が緊急を要している場合など」とし、この場合でも「あくまでも一時的なものとし、積極的に里親の新規委託に取り組むこと、としています。そして「一時的」について、「乳幼児の場合は日から週単位、長くとも数か月以内に移行すべきであり、就学後の子どもについては、長くとも3年以内には移行すべきである」としています。
- 里親へのマッチングについては、養子縁組を前提

とする場合のことが加えられていて、「個々の子どもの状況に応じて自治体を超えたマッチングが有用な場合もあり、近隣の自治体等と、子どもや里親家庭の支援を連携して行う仕組みや登録里親の情報共有など、家庭養育を推進する仕組みづくりに取り組むことが望ましい」としています。

- 養育里親への委託について、「里親は、状況に応じて、保護者に対し子育てのアドバイスを行ったり、よりよい子育てのモデルとして具体的な支援を行うことも可能である。また、児童相談所と連携して、保護者との一定の距離をとった交流を続けながら生い立ちを整理し、子どもの保護者、相互の肯定的なつながりを主体的に回復するための支援など」保護者の気持ちを汲み取り、配慮することが必要だとしています。また、委託の解除にあたって里親も「積極的に親子関係再構築支援を行うなど、関係機関が連携して継続的なフォローを行う必要がある」としています。
- 養子縁組里親への委託については、「一定の年齢に達していることや、特定の疾病に罹患した経験があることだけをもって一律に排除するのではなく、子どもの成長の過程に応じて必要な気力、体力、経済力等が求められることなど」具体的に話し合いながら検討すべきとしています。
- 養子縁組の支援については、相談や支援は児童相談所の業務であり、家裁への申し立ての手続きについても支援する。また、子どもにとって自分の出自を知ることは大切な権利であり、必要な支援を行うこと。思春期の葛藤なども含めて、支援体制を整えていくことが必要であるとしています。さらに、民間あっせん機関からあっせんされた場合も、民間あっせん機関と連携しながら、家庭訪問などにより子どもの養育状況の調査を行って、必要な支援を行う、としています。
- 里親支援については、里親支援事業全体の企画や関係機関との調整、自立支援計画の策定などを行う「里親等委託調整員」の配置。また、里親からの相談などに応じる「里親等相談支援員」、委託された子どもの心理面からの訪問支援を行う「心理訪問支援員」の配置を行うとしています。

●「養育里親研修制度」の一部改正

字句の修正などで、特段の改正はありません。

●「養子縁組里親研修制度の運営について」

新たに「養子縁組里親研修制度の運営について」が定められました。研修には「基礎研修（概ね2日間）」「登録前研修（概ね4日間）」「養子縁組里親更新研修（概ね1日間）」があり、講義、演習、実習によって行うとしています。

●「里親支援事業実施要綱」

新たに「里親支援事業実施要綱」が定められました。これについては本紙の第110号（平成28年11月18日発行）で触れておりますので参照願います。

●「就学者自立生活援助事業実施要綱」

新たに「就学者自立生活援助事業実施要綱」が定められました。大学などに就学中で満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者に対し行うとしています。但し書きがあって、「疾病等やむを得ない事情による休学」の場合は卒業するまで引き続き支援を行う、とあります。

実施主体は都道府県等で、就学者自立生活援助事業者（自立援助ホーム）を定めて事業を行います。

●「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度実施要綱」の一部改正

特段の改正点はないので省略。

●「社会的養護自立支援事業等の実施要綱」

新たに「社会的養護自立支援事業等の実施要綱」が定められました。この要綱が出たことで、平成19年4月23日付（雇児発第042005号）「身元保証人確保対策事業の実施について」は、平成29年3月31日限りで廃止する、としています。

この要綱は、措置解除された者のうち自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、18歳（措置延長の場合は20歳）また原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を行うことを目的としています。実施主体は都道府県等ですが、委託してできる事業となっています。

事業の内容は、①支援コーディネーターによる継続支援計画の作成、②居住に関する支援（里親の住宅において実施する場合は居住に必要な費用を支給する：20歳到達後の者）、③生活費の支給、④生活相談の実施、⑤就労相談の実施、となっています。

乳児ボツリヌス症に関する注意喚起

先ごろ東京都において、乳児に離乳食としてジュースに蜂蜜を混ぜて与えたことで死亡事故がありましたが、これは乳児ボツリヌス症によるものです。

厚生労働省は4月11日（火）、「蜂蜜を原因とする乳児ボツリヌス症による死亡事案に関する注意喚起について」とする通知を発出しました。

里親家庭においても離乳食期の乳児の委託が多いことから十分注意したいものです。なお離乳食として与えてはいけない食材も多くありますので、再確認をお願いします。

全国里親会の人事

3月1日付で全国里親会の事務局長が交代しました。清水啓司が退任し、一般公募により大西延英が就任しました。

里親手当の改定

4月から里親手当の改定が行われました。
養育里親（第1子）72,000円⇒86,000円、
（第2子以降）36,000円⇒43,000円、
専門里親（第1子）123,000円⇒137,000円、
（第2子）87,000円⇒94,000円。
養育費も改定される予定です。

日本財団の養子の日イベントに 全国里親会も出展



▲ 全国里親会ブース

養子縁組への理解を深めるために4月4日を養子の日と定めていますが、日本財団は4月2日（日）に「よ～しの日2017」を開催しました。およそ200人も養子縁組、里親関係者が参加しました。

イベントのハイライトは、自身も養子であるシンガーソングライター、川嶋あいさんのミニライブ。亡くなった養母への感謝の歌に会場も温かい雰囲気

気に包まれました。

全国里親会としてもブース出展を行い、厚生労働省のポスターや各県の里親会のパンフレットなどにより里親の普及啓発を行いました。当会河内会長、吉田福岡副会長、太田北海道会長が相談者のご相談に当たり（写真左から順）、大西事務局長もブースの対応を行いました。多くの方々に全国里親会の展示ブースに足を運んでいただくことができました。

一時保護への司法関与

急増する児童虐待について政府は司法の関与を強化する閣議決定を行い、児童福祉法を改正する予定です。

そのなかで、一時保護が2カ月を超える場合には家裁に保護の継続を申し立てて、審査を受ける規定を設けています。一時保護の長期化を抑制するのが狙いです。

特別養子縁組の年齢引き上げ

普通養子縁組とは異なり戸籍上も親子となる特別養子縁組。民法では特別養子縁組の対象年齢を、裁判所への申し立て時点で6歳未満とし、それ以前に里親などとして養育している状況があるといった事情が認められれば8歳未満と規定していますが、現在、政府の有識者会議で、対象年齢の引き上げが議論されています。

大阪市で男性カップルが里親登録

大阪市が男性カップルを養育里親と認定して話題になっています。厚生労働省も全国で初めてではないか、とコメント。LGBT（性的マイノリティ）の里親登録が加速しそうです。

全国児童福祉主管課長会議が 開かれました

2月20日（月）、厚生労働省において「全国児童福祉主管課長会議」が開催され、社会的養護については、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長から平成29年度の取り組みについて説明がありました。

▶ 社会的養護全体について——昨年5月に児童福祉法が改正され、「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）を全面的に見直し、新たな社会的養育のあり方を示すとしています。

▶養子縁組里親の活用——改正児童福祉法で養子縁組里親について、研修の義務化や欠格要件、都道府県知事による名簿の作成を新たに法定化しました。とくに新生児や乳児について、長期的に実親の養育が望めない場合には、特別養子縁組を希望する養子縁組里親に委託し、子どものパーマネン

シー（恒久的な養育環境）を保障することを優先し、積極的に委託の検討を行うとしています。

▶その他——新生児や乳児の里親委託の推進、乳児院から里親への措置変更の推進、里親に委託されている子どもの医療給付の受診券についての配慮、里親証明書の発行、など。

若者支援や社会的養護、世田谷区の取り組み

児童福祉法の改正に伴って、東京都の社会的養護体制が大きく変わろうとしています。区ごとに児童相談所を移管して、住民の身近なところで支援を行おうとしています。

そこで、社会的養護にとどまらず、子どもの貧困などに積極的に取り組む世田谷区役所を訪問し、子ども・若者部子ども家庭課長の松本幸夫さんにお話を伺いました。



▲ 松本幸夫さん

「世田谷区は23区のなかで最も人口が多く、面積も広いことから、住民と顔の見える関係をいかに作るかが課題でした。これまで高齢者や障害者、子育て家庭など区民が安心して暮らせるよう福祉に力を注いできた背景があります」と松本さん。

母子支援の一環として世田谷版ネウボラ（フィンランドでは妊娠期から就学前までかかりつけの専門職によるワンストップの相談・支援が行われていて、その世田谷版）を導入。独自の支援体制を組んでいます。

子どもの貧困対策に取り組み始めたのもそうしたことから。子どもだけでなく若者の自立支援などにも力を入れているのが世田谷区の特徴です。

「子どもの貧困対策は、具体的な支援につながるよう相談業務を強化し、学びや居場所の提供、

社会的に孤立しないよう生活面での支援も行ってきました。また、仕事の支援、住まいの支援にも取り組んできました」

これらは児童養護施設退所者や里親家庭から自立する若者、母子家庭から自立する若者なども対象にしています。

効果を上げている背景には、自治体単独で行うのではなく、民間団体との連携も重要とのこと。

では、社会的養護に的を絞った取り組みはどうなっているのでしょうか。

「世田谷区では、子どもの貧困対策のひとつとして、社会的養護の下を巣立つ若者の支援を平成28年4月からスタートさせました。“せたがや若者フェアスタート”という取り組みで、こうした若者に、給付型奨学金、住宅支援、居場所・地域交流支援を行っています。奨学金基金には住民から2,245万円超（平成29年2月末現在）の寄附が集まっており、平成28年度は11人の若者に給付（上限36万円の給付）しました。寄附は少額のものも多く、区民一人ひとりがこの問題に関心をもっていただいているものと感謝しています」と松本さん。

住宅支援としては、区営の住宅に併設した空き室3戸に5人が共同生活をしながら社会的自立に向けて努力中、また、世田谷区では、平成32年4月以降、東京都から児童相談所の移管を受け、社会的養護の充実と、総合的な児童相談行政の実現に向けて取り組むとのこと。

● おすすめの本 ●

平成29年2月～4月

ライフタイム いきものたちの一生と数字

原題：Lifetime ローラ・M・シェファー著 福岡伸一訳 2015年発行
(株)ポプラ社 定価：1,500円+税



いきもの的一生には、かくされた驚きの数の世界があります。この本には、いきもの的一生を調べてわかったさまざまな数字が出てきます。それぞれのいきものの観察記録や平均寿命をもとに考えられたものです。絵を見ながら、かくされた数字をみつけてみましょう。

一生のあいだに、10回角が生え変わるトナカイがいます。一生のあいだに、毛を20回刈り取られ生えかわるアルパカがいます。一生のあいだに、木に30個の穴をあけるキツツキがいます。一生のあいだに、音を鳴らす節を尻尾に40個つくるガラガラヘビがいます。一生のあいだに、同じ100本の歯で魚を捕まえるバンドウイルカがいます。一生のあいだに、網目の模様を200個できるキリンがいます。それも片側に100個ずつです。一生のあいだに、22個の巣をつ

くり、550個の卵を産むワニがいます。平均寿命は、30年から75年と比較的長いです。一生のあいだに、900本の花から蜜を吸うアゲハチョウがいます。平均寿命は、9日から14日と短いです。

このようにいきものの、かくされた数を明らかにしています。そして最後に「訳者あとがき」が添えられています。

この本には人間は出てきませんが、人間もいきものです。他のいきものとつながり生きていけるのです。人間は長生きで、他のいきものえさになることもなく、幸せそうに見えますが、少し増えたせいで、環境、食料、エネルギー問題などに直面しています。あなたは一生のあいだに、何をどれくらいのことをするのでしょうか。それによって、他のいきものに影響を与えるのでしょうか。

世界を7で数えたら

原題：counting by 7s ホリー・ゴールドバーグ・スローン著 三辺律子訳 2016年発行
(株)小学館 382ページ 定価：1,500円+税



自宅から257マイル離れた病院に行った新しい両親は、7番目の月の7番目の日に、生まれたばかりの子と養子縁組をして引き取りました。その子がウィロー・チャンスでした。ウィローは、7という数字にこだわるとともに、後に大きな力を発揮する病氣と植物にもこだわる少女になっていきました。

小学校は、授業がつまらなくて、友だちもできませんでした。中学は、周りの子が行くところではなく、別の学校に行きました。新学期には3時間も持たず吐き気をもよおし、母に迎えに来てもらうような状態でした。

学校の授業は退屈で、生徒の観察をして過ごしていました。カリフォルニア州の共通テストが行われ、簡単なので満点をとりましたが、カンニングを疑われ、校長室で取り調べを受け、カウンセラーのデル・デュー

クの面談も受けました。

カウンセリングを受けることで、ベトナム人のマイとクアン・ハ兄妹に出会い、友だちになれたことで、周囲の人たちとの関係に変化を起きました。

そんな折、ウィローの母親は、胸に悪性腫瘍が見つかりました。母親は、ぼんやりした声で夫に連絡したのです。そして病院に向かう車が交通事故に会い、2人とも死んでしまったのです。両親の親は、ケア施設にいる一人を除きすでに死亡していて、家族は終わっていました。12歳のウィローを取り巻く状況は大きく変化します。マイ、クアン・ハ兄妹とその母、デルなど、かわりのある人達がもてる力を発揮し、大きなうねりが次々と起こりました。

加藤 勝彦

編集後記 ●3月4月は、子ども達にとって巣立ちとスタートの季節です。課題は尽きませんが、親も明るく元気に見守りたいものです。(加藤) ●各種の里親関連の要綱やガイドラインが厚生労働省から発出されました。この機会に関連通知の一読をお勧めします。(木ノ内) ●取材していると、一人ひとりの里親がすごく工夫して優れた養育をしていることに感動します。里親はもっと自信を持っていいと思います。(船矢)

里親だより 第112号 発行日 平成29年5月20日 発行：公益財団法人 全国里親会 発行人：河内 美舟
編集人：本多 洋実 編集：木ノ内 博道・加藤 勝彦・船矢 佳子 印刷所：株式会社あーす
〒107-0052 東京都港区赤坂9-1-7-856 電話 03-3404-2024 FAX 03-3404-2034 http://www.zensato.or.jp/ E-mail info@zensato.or.jp